



※2 点検及び作成者が書類作成

※1 施行規則第18条各号に該当する広告物
置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物

※2 点検及び作成者
以下のいずれかに該当する者が点検し、屋外広告物安全点検報告書を作成しなければなりません。

- 1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識について行う試験に合格した者）
- 2 栃木県が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した者
- 3 栃木県を除く都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う屋外広告物講習会の課程を修了した者
- 4 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- 5 栃木県知事から業務主任者資格認定書の交付を受けた者